**いわき医療圏**

**「退院調整ルール」の手引き**

**Ｑ＆Ａ**



令和５年１月改訂版

いわき市保健福祉部

このＱ＆Ａは、「いわき医療圏退院調整ルール」に関するアンケートなどでの質問の回答や考え方、運用評価会議で決定した項目などを整理して、作成しました。

　　患者の退院を地域で支えるため、関係者の皆様で内容を共有していただき、退院調整ルールの更なる普及・活用に、ご協力をお願いします。

［　目　次　］

１　退院調整ルールの基本

|  |  |
| --- | --- |
| 　問１　現在参加していない病院や事業所などは、今後、退院調整ルールに参加することはできますか？また、その場合の連絡先はどこになりますか？ | …Ｐ１ |
| 問２　退院調整は、必ず退院調整ルールに定められたとおりに行わないとなりませんか？ | …Ｐ１ |
| 　問３　退院調整ルールの見直しは行われますか？ | …Ｐ２ |
| 　問４　医療圏（いわき市）を越えて入院した場合、他の医療圏の退院調整に関するルールとの連携・調整は、どのようになりますか？ | …Ｐ２ |

２　退院調整ルールの内容（入院時にケアマネジャーが決まっている場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 　問５　入院した患者さんが、「保険証セット」を持っておらず、本人や家族に聞き取りをしても「要介護認定を受けているかどうか」「担当ケアマネジャーがだれか」わかりません。どうしたらよいですか？ | …Ｐ３ |
| 　問６　病院は、ケアマネジャーへの入院連絡を、必ず３日以内に行わなければなりませんか？ | …Ｐ３ |
| 　問７　ケアマネジャーは、入院時情報提供書を、入院を把握してから必ず３日以内に提出しなければなりませんか。 | …Ｐ４ |
| 　問８　ケアマネジャーは、入院時情報提供書を、必ず病院へ持参しなければなりませんか？ | …Ｐ４ |
| 　問９　病院は、入院期間情報で共有した期間に、必ず退院予定の７日前までにケアマネジャーに連絡しなければなりませんか？ | …Ｐ５ |

３　退院調整ルールの内容（共通事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 　問10　退院の連絡前に患者の状態を確認するため、病院側へ訪問することはできますか？ | Ｐ…６ |
| 　問11　日数の決まっている検査入院やＡＤＬに変化のない短期入院の場合、短期間に入退院を繰り返す場合も、退院調整ルールに従がって、退院調整をしなければなりませんか？ | Ｐ…６ |
| 　問12　患者が転院した場合、元の病院と転院先の病院とケアマネジャー間で、どのように連絡を取り合ったらよいでしょうか？ | Ｐ…７ |
| 　問13　病院からサマリーをもらうことはできますか？ | Ｐ…７ |

４　病院の担当窓口一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 　問14　「病院の担当窓口一覧」は、変更になることがありますか？ | Ｐ…８ |

５　標準様式

|  |  |
| --- | --- |
| 　問15　ケアマネジャーが、病院へ入院時の情報提供を行う場合は、必ず手引きに記載されている入院時情報提供シートを使用しなければなりませんか？ | …Ｐ８ |
| 　問16　入院時情報提供シートと退院調整共有情報の様式が、欄が狭い、字が小さいなど、書きにくいのですが、各自が使いやすいように、様式を修正してもいいですか？ | …Ｐ８ |

１　退院調整ルールの基本

【参加機関】

　問１　現在参加していない病院や事業所などは、今後、退院調整ルールに参加することはできますか？

　　　　また、その場合の連絡先はどこになりますか？

　(答)　参加することは可能です。それぞれの対応は次のとおりです。

　 ○　病院

　 　　随時参加を受け付けておりますので、いわき市在宅医療・介護連携支援センター（℡ 27-8579）にご連絡ください。

　 ○　居宅介護支援事業所

　 　　事業所の指定を受けた時から参加することができます。特に手続きは必要ありません、参加機関一覧名簿は定期的に更新します。

【ルールの位置づけ】

　問２　退院調整は、必ず退院調整ルールに定められたとおりに行わないとなりませんか？

　(答)　退院調整ルールは、病院とケアマネジャーが連携をとりやすくするため、情報共有の方法などの標準を定めた『ツール』と位置付けていますので、強制力を持つものではありません。

　　　　ルールに定められた日数などは、あくまで「目安」であることから、個別の事例に応じて、関係者が協議しながら、よりよい対応を決めていただいて差し支えありません。

【ルールの見直し】

問３　退院調整ルールの見直しは行われますか？

　(答)　定期的に（概ね１年に１回）に、運用状況や課題を把握するためのアンケート等を実施し、課題解決のための協議を行うなど、より活用しやすいルールになるよう適宜見直しを行います。

【他の医療圏との連携・調整】

　問４　医療圏（いわき市）を越えて入院した場合、他の医療圏の退院調整に関するルールとの連携・調整は、どのようになりますか？

　(答)　平成29年度から県内全ての医療圏において退院調整ルールが運用されていることから、福島県において、医療圏を越える場合の取扱いについて調整をしました。内容は次のとおりです。

　 ○　ケアマネジャー

　　　担当する利用者が医療圏を越えて入院した場合も、入院先の病院に対し、入院時情報提供書を提出する。入院時情報提供書の様式は、ケアマネジャーの事務所が所在する医療圏のもの（通常使用している様式）を使用する。

　 ○　病院

　 　　病院が所在する医療圏の退院調整ルールに沿って、退院調整を行う。

　 《想定パターン》

　 　①　いわき医療圏(いわき市)の住民 ⇒ 県中医療圏の病院に入院した場合

　　　 ・いわきのケアマネジャー　⇒　いわきの様式を使用して入院時情報提供を行う。

　　　 ・県中の病院　　　　　 ⇒　県中のルールに沿って退院調整を行う。

　　 ②　県中医療圏の住民 ⇒ いわき医療圏（いわき市）の病院に入院した場合

　　　 ・県中のケアマネジャー　⇒　県中の様式を使用して入院時情報提供を行う。

　　　 ・いわきの病院　　　　 ⇒　いわきのルールに沿って退院調整を行う。

２　ルールの内容（入院前にケアマネジャーが決まっている場合）

【入院時連絡】

問５　入院した患者さんが、「保険証セット」を持っておらず、本人や家族に

聞き取りをしても「要介護認定を受けているかどうか」「担当ケアマネジャーがだれか」わかりません。どうしたらよいですか？

　(答)　病院、ケアマネジャーの対応については、次のとおりです。

〇病院

　各地区保健福祉センター（連絡先は「手引き28頁参照」）にお問い合わせください。

　　　　なお、問合せ前に、「介護認定情報取得及び利用同意書」などにより、患者から情報取得及び利用の同意を得てください。

　　　〇ケアマネジャー

　　　　入院時の連絡を円滑に病院からもらうために、入院時に病院へ担当ケアマネジャーを伝えるよう依頼することが、平成30年度介護報酬改定で義務化されました。

　　　　この依頼の際に、「保険証セット」を、「いわき医療圏退院調整ルールの」チラシ（市ホームページに掲載）などを活用して、利用者や家族に対して説明や周知をするとともに、家族に対して「保険証セット」の準備や確認を依頼してください。

　　　　また、高齢者のみ世帯や一人暮らし世帯などは、ケアマネジャーが「保険証セット」の準備や確認するなどの対応をしてください。

【入院時連絡〕

　問６　病院は、ケアマネジャーへの入院連絡を、必ず３日以内に行わなければなりませんか？

　(答)　「３日以内」という日数は「目安」と考えてください。

　　　　なお、患者や家族から、担当ケアマネジャーに入院した旨の連絡がされておらず、ケアマネジャーが入院したことを把握していない場合がありますので、病院は、早めにケアマネジャーに連絡をお願いします。

【入院時連絡】

　問７　ケアマネジャーは、入院時情報提供書を、入院を把握してから必ず３日以内に提出しなければなりませんか。

　(答)　「３日以内」という日数は「目安」と考えてください。

　　　　なお、入院時情報連携加算は、「入院後３日以内」「入院後７日以内」に情報提供した場合に算定することができます。

※　退院調整ルールでは、「『病院がケアマネジャーを把握』又は『ケアマネジャーが入院を把握』、どちらか早い方が相手にアプローチ」することとしていますので、本人・家族から事前に連絡があった場合には、病院に連絡をしたうえで、入院時情報提供書を送付してください。

【入院時情報提供書の送付】

　問８　ケアマネジャーは、入院時情報提供書を、必ず病院へ持参しなければなりませんか？

　(答)　コロナウイルス感染症蔓延により、病院への出入りに制限が出ている状況があります。入院時情報提供書を病院へ持参して提出することが難しい場合は、持参以外の方法（ＦＡＸや郵送、電子メール等）でも構いませんが、必ず宛先（担当窓口）を明記し、送付する前に電話連絡をしてください。

　　　　なお、持参する場合も、事前に窓口に連絡してから持参するようにしてください。

　　　※ 新興感染症等の発生等病院への出入りが制限される事象が発生した場合は、病院側に確認し効果的な手段で情報を提供してください。また、電子メールで送付する場合は、セキュリティー上の問題もありますので、病院担当窓口職員に対応の可否について確認し、送付願います。

（R4.12.14開催 令和４年度いわき医療圏退院調整ルール運用評価会議＜病院・ケアマネ合同会議＞合意事項　）

【入院期間情報の共有・退院見込みの連絡】

　問９　病院は、入院期間情報で共有した期間内や、退院予定の７日前までにケアマネジャーに必ず連絡しなければなりませんか？

　(答)　入院期間情報や退院予定は、患者の状態などにより変更になることもあるため、期間はあくまで「目安」としてください。

　　　　なお、退院調整を円滑に行うために、できるだけ早くケアマネジャーへの連絡をお願いします。

　　　　また、ケアマネジャーも「目安」であることを理解したうえで、入院期間の変更などは、お互いに連絡を取り合い、情報の共有をするようにしてください。

３　ルールの内容（共通事項）

【退院調整】

　問10　退院の連絡前に患者の状態を確認するため、病院側へ訪問することはできますか？

　(答)　病院スタッフに患者の状態などを確認したい場合は、事前に連絡のうえで訪問してください。

　　　　また、病院によっては、面会時間や手続きなどがある場合がありますので、確認のうえで対応するようにしてください。

【短期入院・入退院の繰り返し】

　問11　日数の決まっている検査入院やＡＤＬに変化のない短期入院の場合、短期間に入退院を繰り返す場合も、退院調整ルールに従がって、退院調整をしなければなりませんか？

（Ｈ30.2.15開催 平成29年度いわき医療圏退院調整ルール運用評価会議

＜病院・ケアマネ合同会議＞合意事項）

　(答)　ＡＤＬに変化のない検査入院や短期入院（概ね１週間程度）などは、原則として、退院調整ルール（入院時の情報提供や退院調整）を適用しないものとします。

ただし、入院時に情報を早く把握した方から相手にアプローチを行い、

相談のうえ、適時ルールを活用していただいて差支えありません。

　　　　なお、入院後にＡＤＬや病状に変化があった場合は、病院からケアマネジャーに対し連絡を行い、退院調整ルールに沿った退院調整を行ってください。

【転院】

　問12　患者が転院した場合、元の病院と転院先の病院とケアマネジャー間で、どのように連絡を取り合ったらよいでしょうか？

（R2.2.7開催 令和元年度いわき医療圏退院調整ルール運用評価会議）

＜病院・ケアマネ合同会議＞合意事項

　(答)　患者が転院した場合の連絡方法は次のとおりです。

　　　①　転院元の病院（Ａ）　⇒　転院先の病院（Ｂ）

　　　　　転院元のＡ病院は、転院先のＢ病院に、担当ケアマネジャーの氏名・連絡

先を連絡する。

　　　　　また、転院元のA病院は、転院時の一般的な添付書類（紹介状、服薬情報

提供書等）に「入院時情報提供書」を加えて、B病院へ提供する。

　　　　　※　病院間の転院以外に、老健施設等への転院についても、同様の取り扱いとする。

　　　②　転院先病院（Ｂ）　⇒　担当ケアマネジャー

　　　　　転院先のＢ病院は、担当ケアマネジャーに、Ｂ病院に転院したことを電話

等で連絡をする。

【サマリーの提供】

　問13　病院からサマリーをもらうことはできますか？

（Ｈ30.2.15開催 平成29年度いわき医療圏退院調整ルール運用評価会議

＜病院・ケアマネ合同会議＞合意事項）

　(答)　退院時に必要となる情報については、「退院調整共有情報シート」を活用

してケアマネジャーが聞き取りを行うこととしています。

　また、サマリーについては、「必要に応じて提供」することになっていますので、「なぜ必要で、どの部分を知りたいのか」等について病院に対し説明したうえで提供を依頼してください。

　また、病院でも「退院調整共有情報」を確認し、ケアマネジャーが聞き取りを行う内容を事前に把握してください。

４　病院の担当窓口一覧

【担当窓口の変更】

　問14　「病院の担当窓口一覧」は、変更になることがありますか？

　(答)　基本的に定期的（概ね１年に１回）に参加病院に照会し、確認しますが、

随時の変更も受け付けておりますので、病院で変更があった場合は、いわき市在宅医療・介護連携支援センター（℡27-8579）に連絡をください。

　また、更新した一覧表はいわき市のホームページに掲載します。

５　標準様式

【情報提供シートの使用】

　問15　ケアマネジャーが、病院へ入院時の情報提供を行う場合は、必ず手引きに記載されている入院時情報提供シートを使用しなければなりませんか？

　(答)　「入院時情報提供シート」は、標準様式となりますので、既存の書式を使用することを妨げるものではありません。

　　　　なお、標準様式と比較して、既存の書式に不足する項目があれば適時修正をお願いします。

【標準様式について】

　問16　入院時情報提供シートと退院調整共有情報の様式が、欄が狭い、字が小さいなど、書きにくいのですが、各自が使いやすいように、様式を修正してもいいですか？

　(答)　標準様式ですので、使いやすいように体裁等を修正していただいて差し支えありません。また、欄が不足する場合は、複数枚にするなど適時工夫して使用してください。